

品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

制定	昭和53年3月27日	区長決定	要綱第	134号
改正	昭和63年3月28日	区長決定	要綱第	12号
改正	平成 5年2月25日	区長決定	要綱第	6号
改正	平成13年9月11日	区長決定	要綱第	175号
改正	平成16年6月30日	区長決定	要綱第	112号
改正	平成23年7月19日	区長決定	要綱第	110号
改正	令和 8年1月30日	区長決定	要綱第	257号

(目的)

第一条 この要綱は、高齢者や障害者などを含めたすべての品川区民(以下「区民」という。)が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することにより、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この要綱において整備を図る建築物(以下「適用施設」という。)は、次の各項に掲げるものとする。

- 1 次の各号に掲げる建築物のうち延べ床面積が300㎡を超えかつ1000㎡未満のもの
 - 一 興業施設(劇場、観覧場、映画館、演芸場など)
 - 二 展示施設等(展示場、自動車展示場など)
 - 三 宿泊施設(ホテル、旅館など)
 - 四 運動施設又は遊技場等(体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場など)
 - 五 公衆浴場(公衆浴場、クアハウスなど)
 - 六 一部飲食店(キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど)
 - 七 自動車教習所
- 2 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡以上かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの
 - 一 卸売市場
 - 二 事務所(他の施設に付属するものを除く。)
 - 三 工場施設
 - 四 集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)
- 3 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡未満かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの
 - 一 総戸数が20戸以上の集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)
 - 二 総戸数が15戸以上20戸未満の集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)のうち「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」(平成19年12月10日区長決定)の適用を受けるもの
- 4 その他区長が特に必要と認める建築物

(整備の方針)

第三条 適用施設については、次の方針により整備を行う。

- 一 新築・全面改築を行う場合においては、区民が支障なく利用できるようにするものとする。
- 二 既存の施設については、可能な限り区民が支障なく利用できるように改善するものとする。

(建築の指針)

第四条 適用施設の整備項目については、別表「建築物等に関する整備項目適用基準表」のとおりとし、整備の基準については、別紙「建築指針」(これに定めのない事項については「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年条例第33号)の整備基準を準用)のとおりとする。ただし、施設の規模・機能および地形等を考慮し、指導するものとする。

(事前協議)

第五条 適用施設を新たに建設しようとする建築主等は、計画の段階で事前に区長と協議するものとする。

付則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

付則

この要綱は、令和8年7月31日から施行する。

[別表]

建築物等に関する整備項目適用基準表

	敷地内の通路	主要な出入口	傾斜路	廊下	階段	車椅子使用者用便房	一般用トイレ	エレベーター	エスカレーター	駐車場	標示・誘導
1 要綱第2条第1項に掲げる建築物	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△	△
2 要綱第2条第2項に掲げる建築物の内第4号以外のもの	○	○	○			△	△	△	△	△	
3 第2条第2項に掲げる建築物のうち同項第4号に該当するもの、および、同条第3項に掲げる建築物	○	○	○					△	△	△	

(○ :配慮するもの、△ :施設の目的に応じて配慮するもの)

* 建築指針の適用は、施設の用途・規模の状況等を総合的に勘案して行うものとする。ただし、設備が困難な場合には、代替的または補完的措置を講ずるものとする。

なお、主として高齢者、障害者の利用を目的とした施設においては、必要に応じ、きめ細かい配慮を行うよう努めるものとする。